

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月20日

鳥取県企業局東部事務所長 西尾 寛

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取地区工業用水道天日乾燥床汚泥収集運搬・処分委託
汚泥の収集運搬（予定数量）V=161立方メートル
汚泥の処分（予定数量）W=177トン

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うこと。

入札金額は、各工種の単価（消費税及び地方消費税を含まない額とし、小数点以下の記載は認めない。）に予定数量を乗じた金額の合計（以下「合計額」という。）に消費税及び地方消費税を加算した額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、括弧書きで消費税及び地方消費税の額を併記すること。また、内訳として単価と合計額を記載すること。

この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 廃棄物処理の産業廃棄物（収集・運搬）

イ 廃棄物処理の産業廃棄物（処分）

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 以下の全ての業区分及び廃棄物の種類について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び同条第6項または第14条の2第1項の許可を受けた者であること。

ア 業区分：産業廃棄物収集運搬業 廃棄物の種類：汚泥

イ 業区分：産業廃棄物処分業 廃棄物の種類：汚泥

(6) 本件業務を実施するに当たり、入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者から業務責任者を配置できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企業局東部事務所

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0921 鳥取県鳥取市古海250

鳥取県企業局東部事務所

電話 0857-21-4788

電子メール kigyoukyokutoubu@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和6年11月20日(水)から同年11月26日(火)までの間にインターネットの鳥取県企業局ホームページの調達情報(<https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年11月20日(水)から同年11月26日(火)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年12月2日(月)午前10時

イ 開札日時

アに同じ

ウ 場所

鳥取県鳥取市古海250 鳥取県企業局東部事務所 研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和6年11月26日(火)午後4時までに郵送(期限までに必着のこと。)又は持参により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程(以下「財務規程」という。)第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の3の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(以下「会計規則」という。)第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以下かつ鳥取県企業局施設管理調達最低制限価格制度実施要領第4条の規定により設定された最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低価格をもって入札を行

った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無
無

(5) その他
詳細は、入札説明書による。